

岡山県公報

発行 岡山県



目次

担当課（室）

【告 示】

○ 令和七年度自衛官第三次募集（自衛官候補生）

○ 特定施設の設置の許可申請

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

の更新

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

の
辞
退

○ 道路の区域変更

○道路の供用開始

○ 道路の占用を制限する区域の指定

【公 告】

○ 土地改良区役員の退任及び就任届

○ 河川整備計画の原案の縦覧

○ 道路の位置の指定

【公安委員会】

○ 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

(県例規集登載)

目次

担当課（室）

令和7年5月23日 岡山県公報 第12703号

◎岡山県告示第二百六十七号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の令和七年度募集の要領は、次のとおりである。

令和七年五月二十三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 採用自衛官の区分

自衛官候補生

二 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上三十三歳未満の者（三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在で三十三歳に達していない者に限る。）であつて、次のいずれにも該当しないものとする。

1 日本国籍を有しない者

2 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当する者

3 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 受付期間

令和七年六月四日から同年七月二十二日まで

四 採用試験種目

筆記試験、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定

なお、筆記試験及び適性検査は、WEB試験により実施する。

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

1 筆記試験及び適性検査（WEB試験）

令和七年七月二十六日から同月二十八日までの間で、志願者本人が希望する日時

2 口述試験及び身体検査

令和七年八月三日

七 試験場

1 筆記試験及び適性検査（WEB試験）

受験者の任意の場所（スマートフォン、PC等を使用し通信環境を有する場所）

2 口述試験及び身体検査

(1) 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

(2) 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

(3) 右記のほか設定する場合がある。

八 採用予定時期

1 令和八年三月下旬から同年四月上旬までの間

2 右記のほか設定する場合がある。

九 その他

1 現に高等学校又は中等教育学校に在学している者は、受験することができない。

2 その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

〇八六―二二六―〇三六一

〇八六八―二二―五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所	○八六―四二二―七三五八
自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所	○八六六―二二―二三一四
自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所	○八六―二二四―二八二四
ホームページ https://www.mod.go.jp/peo/okayama	

◎岡山県告示第二百六十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和七年五月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 名 称 北興化学工業株式会社

住 所 東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号

氏 名 代表取締役社長 佐野 健一

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 北興化学工業株式会社岡山工場

所在地 岡山県玉野市胸上402番地

令和 7 年 5 月 2 3 日 岡山県公報 第 1 2 7 0 3 号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		廃 止	
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		R - 5 - 4		同左	
種 類		46-イ 有機化学工業製品製造 業の用に供する水洗施 設		同左	
能 力		3.2m ³ /回 3～3.2回/日		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		－	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後 1 週間		－	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後直ちに		－	
使用時間間隔及び 1 日当たりの使用時間並 びにその使用に季節的変動がある場合はそ の概要		連続 24 時間		同左	
使用時におい て当該特定施 設から排出さ れる汚水等の 汚染状態の通 常の値及び最 大の値並びに 当該汚水等の 通常量及び最 大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	4	8	同左	
	p H	0.5～2.5	0.5～2.5		
	C O D (mg/L)	300	400		
	S S (mg/L)	33	57		
	油 分 (mg/L)	32	41		
	T - N (mg/L)	19	38		
	T - P (mg/L)	6	10		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 令和 7 年 5 月 23 日から同年 6 月 13 日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

ホームページ <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/29/>

◎岡山県告示第二百六十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和七年五月二十三日

指定した医療機関

名称

たぬメンタルクリニック

さなだ薬局大高店

ザグザグ薬局 新倉敷店

所在地

倉敷市川西町一三十三

倉敷市東富井九〇八一

倉敷市新倉敷駅前一〇三十三

岡山県知事 伊原 隆 太

指定年月日

令和七年五月一日

令和七年五月一日

令和七年五月一日

◎岡山県告示第二百七十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和七年五月二十三日

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

岡山県知事 伊原 隆 太

有限会社 大手町薬局 メディカルクレオ

津山市沼八四一―四

令和七年五月十二日

◎岡山県告示第二百七十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。
令和七年五月二十三日

指定を辞退した医療機関 名称	所在地	辞退年月日	岡山県知事
ブプレヒまわり薬局 中庄店	倉敷市松島一〇九六一	令和七年五月十一日	伊原 隆 太

◎岡山県告示第二百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 新見川上線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）
高梁市備中町布瀬字中谷一八九〇番二地先から	高梁市備中町布瀬字中谷一八九〇番二地先から	旧	七・〇〇 九・〇〇	二四〇・〇
高梁市川上町領家字瀧端六番一地先まで	高梁市川上町領家字瀧端六番一地先まで	新	一〇・〇〇 二二・〇〇	二四〇・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大山上福田線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）
真庭市蒜山上福田字池ケナル一二〇五番二三五地先から	真庭市蒜山上福田字池ケナル一二〇五番二三五地先から	旧	八・九〇 二七・六〇	四八〇・〇
真庭市蒜山上福田字二反田四六九番四地先まで	真庭市蒜山上福田字二反田四六九番四地先まで	新	一四・〇〇 三五・九〇	四八〇・〇

◎岡山県告示第二百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	新見川上線	高梁市備中町布瀬字中谷一八九〇番二地先から 高梁市川上町領家字瀧端六番一地先まで	令和七年五月二十三日

◎岡山県告示第二百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占有を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
県道	新見川上線	高梁市備中町布瀬字中谷一八九〇番二地先から 高梁市川上町領家字瀧端六番一地先まで

二 占有の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（四の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占有の制限の開始の期日

令和七年五月二十三日

〔二三三〕河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第四項の規定により、次の河川整備計画の原案について、縦覧に供する。

この河川整備計画の原案について意見を有する者は、縦覧期間の満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年五月二十三日

河川管理者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 河川整備計画の名称

一級河川吉井川水系下流ブロック河川整備計画

二 縦覧の期間

令和七年五月二十六日から同年六月二十五日まで

三 縦覧の場所

岡山県土木部河川課、県政情報室、県立図書館、きらめきプラザ、各県民局総務課、各県民局地域事務所地域総務課、岡山市下水道河川局下水道経営部下水道河川計画課、岡山市東区役所総務・地域振興課、岡山市東区役所瀬戸支所総務民生課、備前市産業建設部建設課、備前市三石総合支所、備前市吉永総合支所、瀬戸内市産業建設部建設課、赤磐市建設事業部建設課、赤磐市赤坂支所産業建設課、赤磐市熊山支所産業建設課、赤磐市吉井支所産業建設課及び和気町産業建設部都市建設課

〔二三四〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令美作局 建第六〇〇一号 令和七年五月十四 日	美作市北山字丹蔵一四二〇番一、 一六一一番の一部、一六一六番の 一部	六・〇二 六・〇四	六二・三八

◎岡山県公安委員会規則第六号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年五月二十三日

岡山県公安委員会

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成六年岡山県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十一号の表美作ゆのまち交番の項中「中尾」を「美来、中尾」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。